

別表1（第2条関係）

役職名	勤務形態と業務内容		報酬支給基準	報酬額	
理事長	非常勤	・理事長業務として、1週間の標準 従事時間を20時間とする。	・給与規程第7条第1項別表1の2級23 号給の額を、同規程第5条第2項に規定 する勤務1時間当たりの給与額の算出に より得た額に、標準従事時間85時間(月) を乗じて得た額。	月額	120,000円
理事	常勤	・法人事務局長業務として、1週間 40時間勤務とする。	・当法人の職員を兼ねるため役員報酬は支 給しない。		0円
		・法人労務管理業務として、1週間 30時間勤務とする。	・当法人の職員を兼ねるため役員報酬は支 給しない。		0円
理事	非常勤	・理事会・評議員会への出席 ・法人・事業所等業務の執行 (理事長承認による。) ・各種会議等への出席	・給与規程第7条第1項別表1の2級23 号給の額を、同規程第5条第2項に規定 する勤務1時間当たりの給与額の算出に より得た額に、標準従事時間4時間を乗 じて得た額。	日額	5,000円 但し、業務執行等 半日3,000円 一日5,000円
監事	非常勤	・監事監査業務、行政指導監査等への立 会業務 ・理事会・評議員会への出席 ・各種会議等への出席	・給与規程第7条第1項別表1の2級23 号給の額を、同規程第5条第2項に規定 する勤務1時間当たりの給与額の算出に より得た額に、標準従事時間4時間を乗 じて得た額。 ・法人監査業務は標準従事時間7時間を乗 じて得た額。	日額	5,000円 但し、法人監査 業務10,000円
評議員	非常勤	・評議員会への出席 ・各種会議等への出席	・給与規程第7条第1項別表1の2級23 号給の額を、同規程第5条第2項に規定 する勤務1時間当たりの給与額の算出に より得た額に、標準従事時間4時間を乗 じて得た額。	日額	5,000円
評議員選任・ 解任委員	非常勤	・評議員選任・解任委員会への出席 ・各種会議等への出席		日額	5,000円
苦情解決 第三者委員	非常勤	・苦情解決業務の執行 ・各種会議等への出席		日額	5,000円 但し、業務執行等 半日3,000円 一日5,000円

※役員等の法人内の各種行事・イベントへの出席については、報酬の対象外とする。